

霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年霧島市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
（延滞金に関する経過措置）
- 2 改正後の霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例附則第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市税条例の一部を改正する条例（令和2年霧島市条例第20号）の施行により、市税に係る延滞金の割合の特例が改正されることを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。